

鹿沼市適応指導教室条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市適応指導教室条例の一部を改正する条例

鹿沼市適応指導教室条例（平成 21 年鹿沼市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿沼市アメニティホーム条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 不登校の児童生徒の情緒の安定、基礎学力の定着、基本的な生活習慣の改善等のために必要な支援を行うことにより、その社会的自立に資するため、鹿沼市アメニティホーム（以下「アメニティホーム」という。）を鹿沼市口栗野 1817 番地に設置する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「適応指導教室」を「アメニティホーム」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「適応指導教室」を「アメニティホーム」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。